

令和8年度 会計年度任用職員（川端康成文学館学芸員）の募集案内

- 【職 種】 会計年度任用職員（川端康成文学館学芸員）
- 【業務内容】 茨木市立川端康成文学館の企画に関する学芸業務、その他館の運営に関わる業務全般
- 【採用人数】 1人
- 【任用期間】 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで
(任用期間は最長年度末とし、次年度以降は再度選考を行います。なお、採用後1か月間は条件付採用となります)
- 【報酬・手当】 月額208,626円（昇給制度あり）
通勤手当支給あり（市の規定による）
期末勤勉手当（6月期（2.325月分）、12月期（2.325月分））の支給あり
※茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給（条例、規則等の改正に伴い変更となる場合があります）
- 【社会保険】 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
- 【要勤務日】 日曜日から月曜日のうち週4日勤務
- 【勤務時間】 午前9時から午後5時まで
(1日：7時間15分勤務、45分休憩)
- 【休 日】 文化振興課が指定する日、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 【休 暇】 年次有給休暇、特別休暇あり（規則により日数等を決定）
- 【勤 務 地】 茨木市立川端康成文学館（茨木市上中条二丁目11番15号）
- 【応募資格】 勤務地への通勤が可能で、次の要件をすべて満たす者
※年齢は特に問いません
- (1) 大学または大学院において日本近現代文学に関連する分野を履修し、卒業または修了した者（修士号以上の学位を持つことが望ましい）
(令和8年11月10日時点)
 - (2) 学芸員の資格を有する者
 - (3) パソコン操作に堪能で、特にAdobeイラストレーターを活用し展示パネル・ポスター・チラシ等を作成できる者（作成できることが望ましい）
 - (4) 次の各号のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 【選考方法】 一次選考（書類・論文審査）、二次選考（面接審査）
※二次選考は、一次選考を通過した方のみ実施
- 【面接予定日】 令和8年12月上旬頃
※面接は、対面またはオンラインで実施予定（Zoomを使用予定）
オンライン面接の場合は、URL や ID を一次選考合格者へメールで通知予定

- 【申込期間】 令和8年10月1日（木）から11月10日（火）、午後4時30分までに
郵送（必着）または直接、茨木市役所文化振興課窓口へ持参
※窓口受付時間：午前9時から午後4時30分まで（土・日曜日を除く）
※郵送する場合は、必ず簡易書留でご郵送ください。

- 【提出書類】
- (1) 履歴書（A4又はA3二つ折り、顔カラー写真貼付）
 - (2) 会計年度任用職員（川端康成文学館学芸員）採用試験申込書 ※1
 - (3) 学芸員業務経歴書（業務経歴がない場合は、提出不要）※1
 - (4) 執筆履歴書（著書・論文又はそれに類するもの。卒業論文または修士論文を含む。）※1
 - (5) 論文 ※2
テーマ「茨木市立川端康成文学館の学芸員として、どのような企画・イベントを実施したいのか具体的事例を用いて自己PRをしてください。」
 - (6) 大学の卒業証明書または大学院の修了証明書（学位証明書） ※3
 - (7) 学芸員資格の取得を証明する書類（原本の写し可）

- ※1 (2)、(3)、(4)は所定の様式を茨木市ホームページからダウンロード、または文化振興課の窓口で配布します。
- ※2 (5)はA4縦長の用紙で日本語の横書きとし、1行40文字（文字サイズ12P）、1ページ30行、2ページ以内で作成してください。また、冒頭にテーマ及び氏名を記載してください。
- ※3 (6)について、発行する大学等の事情により申込期間中の提出ができない場合は、申込用紙にその旨を記載し、令和8年12月10日、午後4時30分までに、郵送（必着）または直接茨木市役所文化振興課窓口へ持参（郵送する場合は、必ず簡易書留にてご郵送ください）。窓口受付時間は午前9時から午後4時30分まで（土・日曜日・祝日を除く）。令和8年12月10日までに提出がなかった場合は、応募資格を満たしていないものとみなし、失格とします。

- 【提出先】 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市役所南館8階 文化振興課振興係（TEL 072-620-1810）

- 【備考】
- (1) 一次選考・二次選考ともに選考結果は合否にかかわらず、郵送により書面にて通知します。
 - (2) 電話等による合否の問い合わせには応じられません。

(3) 提出書類は返却いたしません。

採用試験申込書に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。